



平田ロータリークラブ 週報 ~ No.2257 (2022年9月15日)



2022-2023 年度

国際ロータリー会長 / ジェニファー・ジョーンズ
2690地区ガバナー / 友末 誠夫

会長 / 杉原 朋之 副会長 / 清原 正幸
幹事 / 大島 淳司 会 計 / 小汀 泰之

■平田ロータリークラブ 事務局

〒691-0001 鳥根県出雲市平田町 2280-1 平田商工会議所 2F

TEL : 0853-63-3232 / FAX : 63-5365

URL : <http://hirata-rotary.jp/> Mail : office@hirata-rotary.jp

9:00 ~ 17:00 (土・日曜・祝日 休局)

■例会プログラム

例会日	卓話者	演題
9月15日	知的財産総合支援センター 福代 功一 様	「知財って割と身近な問題！ 上手に使って、事業に活かす」
9月22日	休 会	
9月29日	会 員 遠藤 寛	新入会員スピーチ
10月6日	会 員 恒松 克己	会員スピーチ
10月13日	休 会	

■出席報告

会員数	出席者数	欠席者数	出席率
35	27	8 (2)	81.82 %

■欠席者

荒木 / 石原俊 / 三好 / 小汀 / 恒松 / 園山 (牧野 / 黒田)

■来訪者

なし

■メイクアップ

なし

■次回例会受付当番

(10月6日) 持田祐輔 / 大谷良治 / 佐々木哲也

(10月20日) 多久和優美 / 高砂明弘 / 田中浩史

■近隣クラブ例会情報 (メイクアップを考えましょう)

月	出雲中央	松江南
火	出雲 10/18 9/20・10/11(-)	松江しんじ湖 9/20
水	大社 9/21(-) 10/12	松江 9/21 9/28(-)
木	(-) ; ビジター受付 なし	松江東 9/22(-)
金	出雲南 9/30 10/7・14	

■会長挨拶

皆さんこんにちは...

朝晩がだいぶ涼しくなりましたが、日中はまだまだ暑さが残っていますが...

いよいよこれから本格的な秋のシーズンが始まります。秋といえば「スポーツの秋」「読書の秋」「食欲の秋」「行楽の秋」など「〇〇の秋」という表現を耳にします。

ほかの季節である春、夏、冬ではこういった表現をしないのはなぜだろうとふと不思議に思いますが、理由はわかりませんが「気候が穏やかで過ごしやすい季節であるから」と思います。みなさんもコロナも治まってきましたので、今までとは違う別の「〇〇の秋」を見つけられてはいかがでしょうか。

さて先日、静岡県で起こった通園バスに園児を置き去りで亡くなった事件。

その後の状況などをニュースで見るたびに憤りと悲しみがこみ上げてきます。この事件はチェックをしなかったこと、点呼を取らなかったこと、出席を確認しなかったこと、いろいろなことが連鎖をして安全管理を怠ったために起きた事件です。

このような事件は2度と起こしてはいけません。

マニュアルの形骸化、仕事の慣れという部分からとんでもないミスが起きることがあります。

この事件を戒めに我々も小さなミスを放置せずに日々の業務、気を引き締めていくと同時にもう一度立ち止まって「初心」にかえることも必要だと思います。



■幹事報告

1. 5クラブ会長・幹事会開催について

10/20(木)出雲南RCホストにより「味処 福田屋」において開催
当クラブ 杉原会長、大島幹事 出席

2. 笠岡東ロータリークラブより創立35周年記念誌を頂きました。

3. 地区大会について

10/2(日) 商工会議所 7:00 集合・出発
出席の皆様、服装は上着・ネクタイ着用をお願いします。

■スマイル

杉原・大島淳 (福代様、本日はご講演よろしくお願ひします。)

持田総 (福代様、本日はスピーチよろしくお願ひします。)

來間 (福代さん、いつもお世話になってます。本日、スピーチ楽しみにしております。)

「知財って割と身近な問題！
上手にを使って、事業に活かす」

知的財産総合支援センター

福代 功一 様



1.特許・実用新案とは！

技術的な「発明（考案）」を 保護する制度

※技術内容を公開する代償に、一定期間その技術を独占できます。

<ポイント>

1. 今までにない新しい技術であること（新規性）
2. 容易に考え出すことができない発明であること（進歩性）

2.意匠とは！

デザイン（「物品・建築物・画像」など）を保護する制度

<ポイント>

1. 今までにない新しいデザイン（新規性）
2. 容易に創作できるデザインでないこと（創作容易性）

3.商標とは！

商品やサービスに使用し、自他の商品・サービスを区別するための「名称やマーク」を保護する制度

<ポイント>

- ・商標権は、「名称やマーク」+「使用する商品・サービス」のセットで権利化できる。

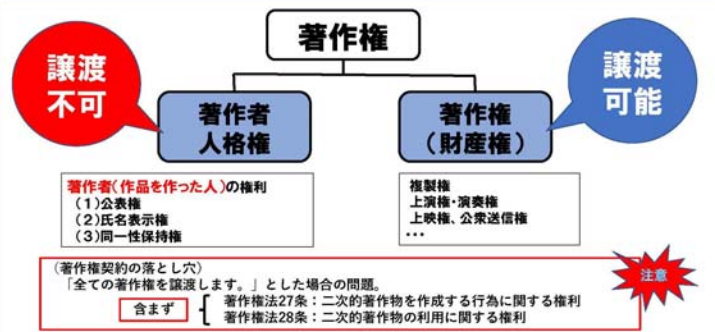


4.著作権とは！

著作物とは、「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1)小説、脚本、論文、講演 | (6)地図または学術的な図面、図表、設計図、模型 |
| (2)音楽 | (7)写真 |
| (3)舞踊または無言劇 | (8)映画 |
| (4)絵画、版画、彫刻 | (9)プログラム |
| (5)建築 | |

著作権の種類



主な不正競争防止法の行為類型

- ① **混同惹起行為**
他人の商品等表示(商品・営業の表示)として、周知性があるものを使用・販売し、その他の商品・営業と混同を生じさせる行為
- ② **著名表示冒用行為**
他人の商品等表示として著名なもの、自己の商品等表示として使用する行為
1 顧客吸引力や良質感にたまたまりする行為(フリーライド)
2 出所表示機能や良質感を希釈化する行為
3 良質感を汚染する行為
- ③ **形態模倣行為**
他人の商品の形態を模倣する行為=商品形態のデッドコピー
・既に存在する他人の商品形態に依拠して、同一形態の商品を作り出しているものが対象
・最初の販売から3年以内の商品が対象
- ④ **営業秘密侵害行為**
窃取、詐欺等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、又は第三者に開示する行為

7.知財支援窓口の支援メニューの一例

知的財産制度の概要説明	権利化・ノウハウ管理の助言	特許・意匠・商標の調査支援
出願手続きのサポート	事業化支援制度(補助制度等)紹介	ライセンス契約、技術移転等の支援
模倣品・権利侵害対策	海外展開に関する支援	知的財産に関する支援施策等の紹介・説明

全て
無料